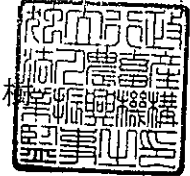




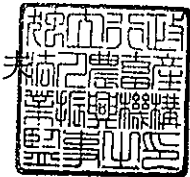
23農畜機第1382号  
平成23年6月24日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 木下寛之 殿

独立行政法人農畜産業振興機構  
監事 柳澤茂



独立行政法人農畜産業振興機構  
監事 川崎憲



### 監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法の概要

監事は、幹部会等重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部及び地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室から内部監査の実施状況及び会計監査人からの会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画を中心とした契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

## 2 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

- (1) 会計帳簿については、記載すべき事項は正しく記載され、財務諸表の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人である、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、中期計画、年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (6) 役職員の業務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

## 3 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

### (1) 内部統制の状況について

「独立行政法人における内部統制」については、総務省主催の研究会により平成22年3月に報告書がまとめられておりますが、その中で独立行政法人における内部統制とは「中期目標に基づき法令を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けられています。

今年度監査においては、上記を念頭に置き、各部署の管理職から年度計画に基づく業務実績の報告を聴取するとともに、36名の非管理職の面談を通じて当機構における内部統制の状況を確認いたしました。

#### ① リーダーシップの発揮とガバナンス強化

当機構においては、四半期毎に理事長のリーダーシップの下、中期目標・中期計画・年度計画に関し「具体化推進シート（工程表）」に基づいた評価・点検が行なわれ、都度具体的かつ適切な指摘・指示が行われています。

また、理事長のマネジメントにより毎月2回幹部会が開催され、法人の業務運営に関する事項について審議等が行われており、その内容はイントラネット

に掲載されるとともに、各部署において役員もしくは部長から伝達される等、広く役職員に周知されていることが認められました。

さらに、四半期ごとの役職員間ミーティングが開催され、組織としての課題や方向性が担当役員とともに共有化されており、内部統制上良好な「統制環境」並びに「情報と伝達」の仕組みが構築されているものと評価されます。

## ② コンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進においては副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、従来の取り組みに加え、平成22年度は第2四半期以降「コンプライアンス推進日」を毎四半期の初月第3木曜日に設定し、標語の募集、ポスターの掲示等の取り組みが行われています。

また、役職員のコンプライアンスについての認識をさらに深めるために、「コンプライアンスハンドブック」が事務局によって作成されイントラネットに掲載されました。

今後とも、各種ツールの有効活用やさらなる工夫により、コンプライアンスの一層の推進を期待します。

## ③ 情報通信技術（ICT）への対応および情報セキュリティ

平成22年度は、従来機構として各種システムを統一かつ横断的に把握できていなかった反省に基づき、システムの棚卸を行い、改善計画を作成して最適化を図るため、個別システムごとの「システム台帳」が整備されました。これによりシステム開発における問題点並びに改善点が整理されています。また、システムの契約に当たって総合評価を行う「システム技術委員会」が設置されることとなり、これらの取り組みによってICTへの対応は一步前進したことが窺えます。

ICTの利用は、機構の業務を有効かつ効果的に果たすためにも極めて重要な要素であり、今後の更なる対応を期待します。

また、情報セキュリティに関しては、eラーニングを利用した研修の実施や電算室の改修・入退出管理の電子キー方式の採用等新たな取り組みが行われました。

一方で、決裁書類への情報の格付けおよび取扱制限の表示漏れがいまだ散見されており、また執務室の改修工事により書類等の収納スペースが確保される中、機密情報の保管後の鍵の保管に関しては課題も見られます。

今後直交方式の進展に伴い、生産者情報等の個人情報が増加することを踏まえ、情報セキュリティに関して一層の取り組み強化が必要となります。

#### ④ モニタリングの状況

内部統制の有効性を監視する日常的なモニタリング活動としては、各部署において、年度計画の進捗に関しての工程管理が行われているほか、上述の通り四半期ごとに理事長ヒアリングにおいて評価・点検が行われています。

また、業務監査室による内部監査も年度計画に基づいて実施されており、単なる問題の発見・指摘にとどまらず、業務の有効性や効率性さらにはコスト削減の観点から、問題解決あるいは改善に向けた適切な提案が行われていることを確認し評価いたします。

### (2) 契約の状況

#### ① 随意契約の見直しの状況

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、平成19年12月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に基づき、更なる契約の適正化を目指して随意契約見直し計画が策定され、平成18年度実績をもとに、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものを除き、順次競争性のある契約に移行してきました。

更に、平成21年11月には「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、機構内に外部有識者等によって構成する契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・監視体制を整備するとともに、新たに平成20年度実績をもとに、競争性のない随意契約の見直しの徹底や後述の1者応札の解消等を図るため、随意契約等見直し計画を策定し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約に移行することとしてきました。また、随意契約の見直し等に関しては、行政刷新会議の事業仕分けを受け、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においても同様にその見直し等が求められています。

この随意契約の見直しについては、表1のとおり競争性のない随意契約は、平成18年度には件数で59件（シェア44.7%）であったものが、平成22年度では13件（シェア10.1%）に減少し、見直しの成果が現れており、これは評価できるものであります。

今後においても、競争性のない随意契約の削減に向けて更なる徹底を図り、競争性、透明性の確保に努めていくべきものと考えます。

(表1) 随意契約見直しの状況

(単位：件、百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争性のある契約	競争入札	56	5,502	68	11,569	87	9,279	96	4,059	104	9,427
	企画競争・公募	17	257	22	203	31	233	21	201	12	125
	小計	<55.3> 73	<88.3> 5,759	<72.0> 90	<95.0> 11,772	<86.1> 118	<94.4> 9,513	<87.3> 117	<89.3> 4,260	<89.9> 116	<95.2> 9,552
競争性のない随意契約	<44.7> 59	<11.7> 760	<28.0> 35	<5.0> 619	<13.9> 19	<5.6> 567	<12.7> 17	<10.7> 511	<10.1> 13	<4.8> 483	
合 計	<100.0> 132	<100.0> 6,519	<100.0> 125	<100.0> 12,391	<100.0> 137	<100.0> 10,080	<100.0> 134	<100.0> 4,771	<100.0> 129	<100.0> 10,034	

(注) 上段&lt;&gt;書は、構成比(%)である。

なお、調達契約ではありませんが、砂糖勘定、でん粉勘定における短期借入金の借入れについても競争契約が実施され、平成22年度の平均借入利率は、同期間の短期プライムレートに比べてみても、より有利な条件での資金調達が行われ、支払利息の縮減が図られているものと考えます。

(参考) 砂糖勘定、でん粉勘定における資金調達の平均借入利率

区 分	20年度		21年度		22年度	
	砂糖勘定	砂糖勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定
平均借入れレート	0.619%	0.371%	0.371%	0.459%	0.203%	0.304%
短期プライムレート	1.875~1.475%		1.475%		1.475%	

## ② 1者応札解消の取組み

競争性のない随意契約を見直し競争性のある契約に移行していくと同時に、競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは、実質的な競争原理が働かないとの問題意識を契機として、競争によるメリットを十分に享受するとともに、契約手続きの透明性をより高めるとの観点から、機構においては、平成20年9月以降1者応札の可能性のある契約について、次のような措置を講じています。

## ○ 競争参加者を増やすために講じた措置の概要

- ・公告から入札（応募締切）までの期間を延長する。

(入札の場合：10日間→20日間、企画競争の場合：20日間→30日間)

- ・公募の周知を図る。
- ・参加資格については、幅広く対象とする。
- ・実施時期を前倒しする。(年度末を避ける)
- ・システムの更新や改修の場合は、現行システムの情報を開示する旨を仕様書等で明示する。

また、平成22年度には入札説明会には複数の参加者があったものの結果的に1者応札となった事案で、入札に参加しなかった者に対してアンケート調査を実施し、不参加理由を分析・検証し、改善策等の具体化を図っていくという試みも始めています。

このような取組みの結果、表2のとおり、競争性のある契約件数全体に占める1者応札件数の割合は、平成19年度には30.0%(27件)であったものが、平成22年度では9.5%(11件)に改善されているところですが、今後においても、真の競争性・透明性の確保のためにも1者応札解消への取組みの更なる充実を期待します。

(表2) 1者応札の状況

(単位：件)

契約方式	入札・応募者	19年度	20年度	21年度	22年度
一般競争入札	1者	14	14	9	8
	2者以上	39	51	70	81
	計	53	65	79	89
指名競争入札	1者	0	0	0	0
	2者以上	15	22	17	15
	計	15	22	17	15
企画競争・公募	1者	13	10	5	3
	2者以上	9	21	16	9
	計	22	31	21	12
合計	1者	<30.0> 27	<20.3> 24	<12.0> 14	<9.5> 11
	2者以上	<70.0> 63	<79.7> 94	<88.0> 103	<90.5> 105
	計	<100.0> 90	<100.0> 118	<100.0> 117	<100.0> 116

(注) 上段<>書きは、構成比(%)である。

(3) 給与水準適正化等の取組み

独立行政法人の給与水準等については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、平成19年12月閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、人件費の総額の削減(平成17年度に比べ、平成18年度以降5年間で5%以上の削減)に取り組むこと、また、給与水準については、国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準とすること等が要請されています。

機構では、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行う等の「給与構造の見直し」の取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオブ制度や業務専門職の導入等、相当に厳しい努力が払われています。

このような取組みの結果、役職員の給与、報酬等の支給総額については、表3に示すように毎年確実に減少しており、平成22年度実績見込みにおいては、平成17年度実績に比較し16.4%の削減となっており、平成18年度以降の5年間で5%以上削減という整理合理化計画を現時点では大幅に上回る削減となっています。

また、平成22年度における機構の給与水準は、表4のとおり、対国家公務員(地域・学歴勘案)ラスパイレス指数で105.4(仮集計値)となっており、平成18年度の114.1と比較すると8.7ポイントの低下となっています。このラスパイレス指数の引下げについては、中期目標の達成に向けて、今後とも着実に取り組んでいくべきものと考えます。

(表3) 役職員の給与、報酬等支払総額の推移

(単位:百万円)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		備考
	(見込み)						17' → 21'	
給与、報酬等 支払総額	2,189	2,161	2,090	1,992	1,895	1,830	<▲16.4%> ▲359	

(注) 退職手当を除いた給与、報酬等の支給総額である。

(表4) ラスパイレス指数の推移

年度	18年度	19年度		20年度		21年度		22年度		備考
			増▲減		増▲減		増▲減		増▲減	
対:国家公務員 (地域・学歴勘案)	114.1	111.9	▲2.2	110.9	▲1.0	107.1	▲3.8	105.4	▲1.7	22' は仮集計値 18' → 22' ▲8.7ポイント

#### (4) 補助事業実施主体の公募の取組み

機構の各種補助事業については、効果的かつ透明性の高い事業の実施ということから、その事業実施主体の選定においても競争性を高めるため、平成20年度予算分から事業実施主体の公募制が導入されました。

この事業実施主体の公募は、

- ・ 法令等により事業主体が特定されているものや、継続事業であって終期未到来のもの等の公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定する
- ・ 事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定される
- ・ 1者のみの応募の事業であっても審査を行い、評価の結果が基準点に満たない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されています。

更に、新規参入希望者に門戸を広げ競争性を高める観点から、公募要件に定めていた「応募者要件」欄の削除や応募書の「取組実績」欄の削除、また、多くの応募を募る観点から公募期間の延長等の取組みを行っています。

今後においても、補助事業実施主体の選定手続きが逐次改善され、より透明性が確保されたものとなっていくことを期待します。

#### (5) 情報開示の状況

「独立行政法人通則法」(平成11年7月16日法律第103号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されています。

ホームページへのアクセス件数の状況(表5)については、平成22年度実績が544万件となっており、多かった前年度に比べると14.6%の減となっていますが、目標としている543万件に対しては、僅かではありますが上回っています。アクセス件数の多さだけでなく、何よりその内容が重要であると考えますので、今後においても、閲覧者の利用しやすさの向上、情報の充実等を図る等して、更に情報の開示が進展していくことを期待します。

また、平成20年6月からは、メールマガジンの配信を開始し、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、このような積極的な取組みは大変評価される所です。配信を開始してまだ日は浅いところではありますが、引き続き紙媒体での情報誌の発行部数の増加抑制等を考慮しつつ、認知度を高める



工夫を行う等をして充実させていくことを期待します。

(表5) 機構ホームページへのアクセス件数

(単位:万件)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実績	実績	実績	実績	実績	目標	実績
アクセス数	392	543	670	604	637	543	544

(6) その他特別な事案への対応

① 緊急対策の実施

○ 口蹄疫への対応

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫に対し、畜産農家の救済・支援のため、畜産経営再開支援金等交付事業など9事業を実施しました。

○ 東日本大震災への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域の配合飼料工場の操業停止を受け、畜産農家への配合飼料の供給が途絶える事態となったことから、被災地域以外から被災地域に緊急的に配合飼料を運搬する事業に対して、機構がその経費の一部を補助する配合飼料緊急運搬事業を実施しました。

このような緊急事態に対し、機構が速やかに対応できたことは評価できることであります。今後においても、こういった緊急事態に速やかに対応できるよう期待します。

② 海外事務所の廃止

機構の海外事務所（5か所）については、海外における調査、情報収集・提供業務を担ってきたところですが、平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分けにより、その廃止が言われ、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、事務・事業の見直しの一環として廃止されたものであります。

機構は、この方針を速やかに実行に移し、平成22年度末までには5か所全てを廃止しました。

今後、調査、情報収集・提供業務は、事務所方式とは別の形で行うこととなりますが、今まで以上に効率的・機動的に実施されるよう望まれます。